

## 萩市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（火災を除く。）によって萩市内で生じた被害を受けたこと（以下「罹災」という。）への証明書の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のために使用している建物で、萩市の区域内に所在しているもの
- (2) 非住家 住家以外の建物で、萩市の区域内に所在しているもの
- (3) その他の物件 前2号に掲げる以外のもの

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害による住家の被害について、確実な証拠により、その事実を市が確認できる場合に、市長が被害の程度について証明するもの
  - (2) 罹災届出証明書 災害による住家の被害を市が確認できない場合又は非住家、若しくはその他の物件に被害が生じた場合、その事実を市長に届け出たことを証明するもの
- 2 証明する事項は申請書に基づく事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第4条 証明書の交付の対象者は、市内の罹災した住家、非住家及びその他の物件の所有者又は使用者とする。

(証明書の交付申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明等交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請の期限は、災害発生の日から起算して1月以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合については、この限りではない。

3 申請者は、第1項の規定により申請書を提出するときは、本人確認書類の提示その他市長が適当と認める方法により、本人であることを示さなければならない。

(罹災証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められる場合は、罹災証明書（別記第2号様式）又は罹災届出証明書（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 住家の罹災程度の認定は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うものとする。

(再調査の申請)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う被災者は、当該証明書交付の日から起算して1月以内に、被害認定再調査申請書(別記第4号様式)に交付を受けた全ての罹災証明書を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による再調査の申請があり、申請に理由があると認めるときは、再調査が必要な箇所について実地調査を行い、再調査の申請を行った者に罹災証明書を交付するものとする。

4 前項の規定による実地調査及び罹災証明書の交付については、前条の規定に準じて行うものとする。

(代理人)

第8条 証明書の申請は、代理人によって行うことができる。この場合においては、代理人は委任状(別記第5号様式)を提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が代理人となるときは、委任状は必要としない。

- (1) 罹災者及び被災者が個人の場合にあつては、その同居人
- (2) 罹災者及び被災者が法人の場合にあつては、当該法人の役員
- (3) その他市長が認めた者

(罹災証明書等交付簿)

第9条 市長は、第6条の規定による証明書を交付するときは、罹災証明書等交付簿(別記第6号様式)に所要事項を記載するものとする。

(手数料)

第10条 証明書の交付に係る手数料は、萩市手数料条例(平成17年萩市条例第66号)第5条第5号の規定により免除する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。

この要綱は、令和6年11月21日から施行する。

罹災証明等交付申請書

萩市長 様

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏名

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所
	電話番号
	(ふりがな) 氏名
	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 ( <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 ) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

必要な証明 及び必要枚数	<input type="checkbox"/> 罹災証明書      枚 <input type="checkbox"/> 罹災届出証明書      枚
-----------------	---

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 <input type="checkbox"/> 確認しました
--------------------------	--

整理番号	
------	--

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の所在地	萩市
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のため使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

萩市長

## 罹災届出証明書

住 所				
氏 名				
世帯構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災場所	萩市
被災物件・内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

萩市長

# 被害認定再調査申請書

年 月 日

萩市長 様

次のとおり被害の程度について、再調査を申請します。

申請者住所	
申請者氏名	
	住家所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> 相続人
申請者連絡先	

交付済証明書番号		証明年月日	年 月 日
被災住家の所在地			
罹災の原因			
再調査を求める理由			
再調査を求める理由となる被害箇所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 内壁		
	<input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 床(階段を含む) <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 設備		
添付資料	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		

## 委任状

萩市長 様

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、上記代理人に、

罹災(届出)証明書の交付申請及び受領

罹災届

罹災証明書に係る再調査申請

罹災届出証明書の申請及び受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

※記入する全ての項目は、委任者本人が御記入(自署又は記名押印)ください。

